

御宿町企業移転等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により高まった多様な働き方に取り組む企業を支援するとともに、御宿町への移住促進及び地域の活力の創出を図るため、本町への本社移転又は支社等を開設する千葉県外の企業に対して、予算の範囲内において御宿町企業移転等支援補助金（以下「支援金」という。）を交付することについて、御宿町補助金等交付規則（平成6年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 法人格を有し、代表者及び常時雇用される正社員が5名以上（親族を除く）いるものをいう。
- (2) 支社等 支社・支店、営業所、サテライトオフィスなど、本社以外の場所に開設するオフィス（主として店舗、工場等を行う場所は含まない。）をいう。

(交付対象企業)

第3条 支援金の交付対象となる企業は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 本町に令和4年1月1日以降において、千葉県外にある本社を移転又は支社等を開設する企業で、町内で5年以上事業継続することを誓約できること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国県及び市町村税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第9条第1項に規定する暴力団密接関係者をいう。）である者がいないこと。
- (5) 企業の実施している事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う事業
 - イ 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行う者
 - ウ 商品先物取引業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第22項に規定するものをいう。）を行う者

エ 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第 2 条第 1 項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同条第 3 項に規定する電話勧誘販売をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者

オ アからエまでに掲げるもののほか、その事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがある者その他支援金を交付することが不相当と認められる者

（支援金対象経費）

第 4 条 支援金の対象となる経費（以下「支援金対象経費」という。）は、次のとおりとし、移転又は開設に必要な整備に要した費用とする。

- (1) 新築、改修に要する費用
- (2) 通信機能等の整備に要する費用
- (3) オフィス等の賃借料の 3 か月分の額
- (4) オフィス等で使用する事務機器の購入又はリースに要する費用の 3 か月分の額。
- (5) オフィス等への引越しに要する費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払う費用
- (6) オフィス等で使用する備品購入費
- (7) その他町長が認める費用

（支援金の額）

第 5 条 支援金の額は、支援金対象経費の 2 分の 1 の額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 本社の移転 1 社につき 200 万円
- (2) 支社等の設置 1 社につき 100 万円

2 支援金の交付は、1 交付対象企業につき 1 回限りとする。

（交付申請）

第 6 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移転又は開設に必要な整備に着手する前に御宿町企業移転等支援補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人の登記事項証明書又は法人設立・開設等の届出書、身分証明書の写し
- (2) 御宿町企業移転等支援補助金の交付申請に関する誓約書（別記第 2 号様式）
- (3) 支援金対象経費の見積書及び明細書の写し（新築、改修の場合はそれが分かる書類）
- (4) 会社概要（職員数が分かるもの）及び整備に係る事業計画書
- (5) 国県及び市町村税に係る納税証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容等を審査のうえ、支援金の交付の可否を決定し、御宿町企業移転等支援補助金（交付・不交付）決定通知

書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに御宿町企業移転等支援補助金（変更・中止）申請書（別記第4号様式）に変更する内容がわかる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を御宿町企業移転等支援補助金変更決定通知書（別記第5号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、都合により申請を取り下げたい場合は、御宿町企業移転等支援補助金交付申請取下届（別記第6号様式）により申請を取下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、移転又は開設に必要な整備が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は申請年度の3月17日のいずれか早い日までに御宿町企業移転等支援補助金実績報告書（別記第7号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（支援金の額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、御宿町企業移転等支援補助金確定通知書（別記第8号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第12条 支援金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

2 前条に規定する確定通知を受けた交付決定者は、御宿町企業移転等支援補助金交付請求書（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正行為があったとき。

(2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。

(3) 本町に移転した本社や開設した支社等を支援金の額が確定した日から5年以内に町外へ移転又は閉鎖したとき。

(4) その他町長が支援金の交付を不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、補助金額の確定があった後においても適用するものとする。

(支援金の返還)

第 14 条 町長は、前条の規定により支援金の全部又は一部を取り消した場合において、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めて支援金の返還を命ずるものとする。

(交付決定者の責務)

第 15 条 交付決定者は、当該移転又は開設に係る費用の収支を明らかにした帳簿及び関係書類を調製し、移転又は開設の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

2 町長は、移転又は開設後の事業状況に応じて必要と認められるときは、交付決定者に対し事業実施状況の報告を求め、又は調査することができる。

3 交付決定者は、前項の報告を求められたときは、速やかに事業の実施状況等を町長に報告しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた支援金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

御宿町長 宛

申請者 住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

印

御宿町企業移転等支援補助金交付申請書

御宿町企業移転等支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

本店所在地 名 称 代表者氏名 電話番号	
支援金対象事務所 入居物件所在地	千葉県夷隅郡御宿町
支援金対象 事務所区分	本社の移転 ・ 支社等の事務所の開設
支援金対象経費	円
支援金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）
整備内容	
整備期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※整備完了日は、申請年度の3月17日以前とすること。
担当者連絡先	担当者： （電話番号 ）

添付書類

- (1) 法人の登記事項証明書又は法人設立・開設等の届出書、身分証明書の写し
- (2) 御宿町企業移転等支援補助金の交付申請に関する誓約書（別記第2号様式）
- (3) 支援金対象経費の見積書及び明細書の写し（新築、改修の場合はそれが分かる書類）
- (4) 会社概要（職員数が分かるもの）及び整備に係る事業計画書
- (5) 国県及び市町村税に係る納税証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第6条第2項第2号関係）

御宿町企業移転等支援補助金の交付申請に関する誓約書

御宿町企業移転等支援補助金の交付を申請するにあたり、交付の条件として付された次の事項を誓約いたします。

- (1) 町内で5年以上事業継続すること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国県及び市町村税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（御宿町暴力団排除条例（平成23年御宿町条例第12号）第9条第1項に規定する暴力団密接関係者をいう。）である者がいないこと。
- (5) 企業の実施している事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う事業
 - イ 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行う者
 - ウ 商品先物取引業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第22項に規定するものをいう。）を行う者
 - エ 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同法第3項に規定する電話勧誘販売をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、その事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがある者その他支援金を交付することが不相当と認められる者

年 月 日

御宿町長 宛

誓約者 住 所
会社名
氏 名

印

様

御宿町長

御宿町企業移転等支援補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった御宿町企業移転等支援補助金を次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	1 交付する 2 不交付 【不交付の理由】
2 支援金交付決定額	円

（備考）（交付する場合）

- 御宿町企業移転等支援補助金交付要綱に基づき、以下の場合には、支援金の返還を請求します。
 - 支援金の交付申請にあたり偽りその他不正行為があったとき
 - 交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき
 - 支援金の額が確定した日から5年以内に町外へ移転又は閉鎖したとき
 - その他町長が支援金の交付を不相当と認めるとき
- 当該移転又は開設に係る費用の収支を明らかにした帳簿及び関係書類は調製し、移転又は開設の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておいてください。
- 移転又は開設後の事業状況に応じて必要と認められるときは、交付決定者に対し事業実施状況の報告を求め、又は調査する場合があります。

第4号様式（第8条第1項関係）

年 月 日

御宿町長 宛

交付決定者 住所
氏名

印

御宿町企業移転等支援補助金（変更・中止）申請書

年 月 日付けで交付決定のあった御宿町企業移転等支援補助金に係る補助事業について下記のとおり（変更・中止）したいので、内容がわかる書類を添えて申請します。

記

1.（変更・中止）の理由

2.（変更・中止）の内容

添付書類（変更の場合）

・変更内容が分かる書類（見積書など）

様

御宿町長

御宿町企業移転等支援補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった御宿町企業移転等支援補助事業の（変更・中止）については、次のとおり決定したので通知します。

承認の可否	1 可 2 否 【否とした理由】
変更を承認する事業内容	
変更後の交付申請額	円
変更後の交付決定額	円
変更後の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

御宿町長 宛

交付決定者 住所
氏名

印

御宿町企業移転等支援補助金交付申請取下届

年 月 日付けで交付決定のあった御宿町企業移転等支援補助金については、下記のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 支援金交付決定額
- 2 交付申請取下げ理由

年 月 日

御宿町長 宛

交付決定者 住所
氏名

印

御宿町企業移転等支援補助金実績報告書

年 月 日付けの支援金交付決定について、次のとおり移転又は開設に必要な整備が完了したので、関係書類を添えて実績を報告します。

支援金交付決定額	
支援金額	円
(算出基礎)	補助対象経費（確定額） 円 × 1 / 2 = 円
(支援金対象 経費内容)	

添付書類

- ・ 支出証拠書類（請求書及び領収書の写し等）
- ・ 整備後の状況を明らかにする写真
- ・ その他町長が必要と認める書類

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

御宿町長

御宿町企業移転等支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました御宿町企業移転等支援補助金については、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

支援金交付確定額

円

